

研究成果に関する大学名称等の掲載許可についてのガイドライン

令和2年3月2日
学 長 裁 定

1. 目的

本ガイドラインは、企業等の提供する製品又は役務（以下「製品等」という。）の取引に係る広告、広報宣伝、報告物又はそれらに類する媒体（以下「企業等の広報物等」という。）に、鳥取大学（以下「本学」という。）の研究成果に関する本学の名称、本学教職員のコメント、関連する図表・画像・動画等（以下「本学の名称等」という。）の掲載を許可する基準を定めることによって、本学の名称等の掲載について適切に取り扱われるように必要な措置を講じることを目的とする。

2. 対象

企業等が、一般の消費者を誘引するための手段として、当該企業等の広報物等に、自己の提供する製品等の内容その他製品等の取引に関する事項について行う表示（以下「表示」という。）を対象とする。

3. 掲載の許可

企業等は、企業等の広報物等に研究成果に関する本学の名称等を掲載する場合は、事前に学長の許可を受けなければならない。

4. 掲載の許可基準

学長は、次に掲げる要件のうち、（1）又は（2）のいずれか及び（3）から（8）までの全てを満たす場合に限り、企業等の広報物等に研究成果に関する本学の名称等の掲載を許可することができる。

- （1）当該研究成果が当該企業等との共同研究契約に基づくものであること。
- （2）当該研究成果に基づく知的財産権を対象とした、本学へのライセンス収入を伴う技術移転契約又は研究成果有体物提供契約（以下「技術移転契約等」という。）が締結されていること。
- （3）本学の研究成果又は当該企業等と本学との共同研究成果に基づき、科学的に正確な表示がされていること。
- （4）本学の研究成果又は当該企業等と本学との共同研究成果に関するものである旨の表示がされていること。
- （5）当該製品等に関する本学の関与が、実質的に製品等の単なる効果検証（計測・測定、分析、検査等）である場合は、その旨が明確に表示されていること。
- （6）本学又は本学教職員が、当該企業等の製品等の取引を推奨している、又は推奨していると誤認され得る表示がされていないこと。
- （7）本学が製造物責任法（平成6年法律第85号）第3条に定める製造物責任を負う、又は負うと誤認され得る表示がされていないこと。
- （8）不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）、健康増進法（平成14年法律第103号）、その他関係法令、ガイドライン等に照らして、疑義を生じる表示がされていないこと。

5. 許可の手続

- （1）企業等は、企業等の広報物等に研究成果に関する本学の名称等を掲載することの許可を得ようとする場合は、企業等の広報物等の概要及び表示の内容が分かる資料を添えて、文書で学長に申請するものとする。
- （2）（1）に定めるもののほか、共同研究契約又は技術移転契約等において、許可の手続についての定めがある場合は、当該定めによる。

6. その他

学長及び企業等は、必要に応じて、共同研究契約及び技術移転契約等において、本ガイドラインを遵守する旨を定める。